地番の変更のお知らせ

この度、宇部市内の一部の土地について、地番の変更をしましたのでお知らせします。

- 1 実施市町 宇部市大字 芦河内,荒瀬,櫟原,瓜生野,如意寺,藤河内,山中,木田,車地,広瀬
- 2 地番変更の方法 登記官が職権により山地番と耕地番と が重複している土地を20000番台に変更する方法です。

例①: 123番 $\rightarrow 20123$ 番例②: 1123番 $\rightarrow 21123$ 番

- 3 地番変更の実施時期 平成27年2月2日
- 4 地番変更を行う理由

山口県や広島県などでは、明治期に宅地農耕地等に1番から順に地番 (耕地番)が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番 (山地番)が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

5 住所の変更について

今回,山地番と耕地番とが重複している地番を登記官が職権により変更しました。この変更された地番を住所にしておられる方は,地番変更により変更後の地番が新しい住所になります。住所の変更は,宇部市長が職権により変更し(住民基本台帳法施行令12条2項7号の規定),該当する方へは変更した旨の通知がされます。

6 土地・建物の登記名義人の住所の変更について

住所が変更された方は、土地・建物の所有者等の住所の変更の登記をすることができます。詳しくは宇部支局へお尋ねください。

7 地番変更の通知

地番変更をした不動産の所有者の方には,地番変更の通知を郵送します。

地番の変更についてご不明な点がございましたら下記担当者へ,不動産登記についてのお尋ねは宇部支局へ,住所の変更についてのお尋ねは宇部市役所へお問い合わせください。

◎山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

電話 083-922-2295 (平日8:30~17:15)

(自動音声案内です。電話機の ① ボタンを押し、次に ⑤ ボタンを押すと担当係へつながります。)